

監査報告

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人茨城大学の令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日までの令和 5 (2023) 事業年度の業務に関して監査を実施したので、以下のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

監事は、令和 5 (2023) 年度監事監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めたうえで、役員会その他重要な会議への出席、役職員等からの職務執行状況についての報告・説明、重要な決裁書類等の閲覧、事務局、学部その他の主要な事業所における業務及び財産の状況調査等を実施した。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討した。

2 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人茨城大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて監査・確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムについては、令和 4 (2022) 事業年度の監事監査報告等に基づき、責任体制の明確化やモニタリング体制の整備等が進められていることを確認した。

本学のガバナンス体制を充実強化するため、上記体制を早急に整備するとともに、システムの運用状況について適切にモニタリングを実施するなど、内部統制システムの実効性確保に取り組む必要がある。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務執行に関し、不正行為又は法令等に違反に関し指摘すべき事実は認められない。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人茨城大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

(5) 財務諸表等

財務諸表は、国立大学法人会計基準等に従い作成され、国立大学法人茨城大学の財政状況及び運営状況等を正しく表示しているものと認める。

決算報告書は、予算の区分に従って決算状況を正しく表示しているものと認める。会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和6(2024)年6月19日

国立大学法人茨城大学長

太田 寛行 殿

監 事 人 見 次 男

監 事 浅 見 裕 子